田原市議会だより広告募集要項

田原市議会では、財源の確保と地域経済の活性化を目的に、「田原市議会だより広告掲載要領」に基づき「田原市議会だより」に掲載する有料広告を募集します。

１　広告を掲載する媒体

(1) 名称　　田原市議会だより
(2) 規格等　　Ａ４版・４色刷り
(3) 発行日　　令和６年４月１５日、令和６年７月１５日、
　　令和６年１１月１日、令和７年１月１５日
(4) 発行部数　　約２０，０００部
(5) 配布対象　　市内全世帯（自治会を通じ配布）

２　募集内容

(1) 掲載位置　　最終ページ
(2) 募集枠数　　２枠（１社１枠）
(3) 掲載期間　　令和６年４月１５日号～令和７年１月１５日号（４回掲載）
(4) 掲載料　　４１，８８０円（１０，４７０円／回×４回）
(5) 枠サイズ　　縦５５㎜×横８５㎜
(6) 色・デザイン　カラー・田原市広告掲載基準に準拠し、市議会のイメージを損なわないもの
(7) 募集期間　　令和６年１月１５日（月）～令和６年２月２９日（木）
　　※令和６年２月２９日必着
　　事務局受付は午前８時３０分～午後５時１５分
　　（土・日曜日、祝日を除く）

３　応募資格

(1) 現在、本市の入札参加の指名停止処分を受けていないこと
(2) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号及び第２項各号の規定に該当しないこと
(3) 田原市広告取扱要綱第８条第２項各号の規定に該当しないこと

４　申込等

(1) 申込方法　　田原市議会だより広告掲載申込書（様式第１号）に必要書類を添付のうえ、直接または郵送にて提出してください。
(2) 提出先　　田原市議会　議会事務局　議事課（田原市役所南庁舎５Ｆ）
　　〒４４１－３４９２（住所不要）
　　電話：０５３１－２３－３５３３
(3) 注意事項　　「田原市広告取扱要綱」「田原市広告掲載基準」「田原市議会だより広告掲載要領」をよくお読みください。

5　選定等

(1) 選定方法　　広報広聴委員会で審査し、決定します。募集枠を超えた応募があった場合は、田原市議会だより広告掲載要領第８条の規定により決定します。また、広告掲載する広告の内容等に疑義が生じた場合は、田原市広告取扱要綱第９条に定める田原市広告審査委員会の意見を聴くものとします。

(2) 審査結果　　田原市議会だより広告掲載・不掲載決定通知書（様式第２号）にて通知します。

6　掲載料納付及び広告原稿提出

(1) 掲載料納付　　議会事務局から４月に送付する納付書にて、記載の期限までに納付してください。(前納)

(2) 広告原稿提出　田原市議会だより広告掲載決定通知書に記載の期限までに、データ形式で提出してください。なお、データの形式は次のいずれかとし、メール又はＣＤ－Ｒで提出してください。

種類	詳細
JPEG 形式	・枠サイズ（H55mm×W85mm）で解像度を 350dpi とする。
EPS 形式 (Adobe Illustrator)	・カラーモードは CMYK とする。 ・文字データはアウトラインをかける。 ・配置画像がある場合は画像データも併せて提出する。

7　関連規程

(1) 田原市議会だより広告掲載要領

(2) 田原市広告取扱要綱

(3) 田原市広告掲載基準

8　問合せ先

田原市議会　議会事務局　議事課
〒４４１－３４９２　田原市田原町南番場３０番地１
電　　話　０５３１－２３－３５３３
ファックス　０５３１－２２－５９５２
Ｅメール　gikai@city.tahara.aichi.jp

令和６年度　田原市議会だより広告募集スケジュール

日程	内容
令和６年１月１５日～２月２９日	・募集（議会だより１月１５日号及び議会ホームページで告知） ・広告掲載申込書等の提出 （会社案内、法人登記に係る現在事項全部証明書、広告原稿案、その他議長が必要と認める書類等の添付）
令和６年３月下旬	・広報広聴委員会開催（広告掲載の可否） ・広告掲載・不掲載通知
令和６年４月上旬	・広報広聴委員会開催（デザイン等確認）
令和６年４月上旬	・広告掲載料納付 ・広告原稿提出期限
令和６年４月１５日～	・議会だより掲載開始（４月１５日号、７月１５日号、１１月１日号、１月１５日号） ※臨時号を発行する場合は掲載対象外
令和７年１月１５日～	・令和７年度掲載分を議会だより１月１５日号及び議会ホームページで募集